

《居住機能誘導区域外での開発・建築等行為》

■届出制度の目的

届出制度は、都市再生特別措置法第88条に基づき、市が居住誘導区域の区域外における宅地開発等の動きを把握するための制度である。

■届出の対象となる行為

居住誘導区域の区域外で、以下の行為を行おうとする場合には、原則として市への届出が義務付けられている。（都市再生特別措置法第88号第1項）

また、この届出制度に関する内容が、宅地又は建物等の取引における重要事項説明の対象となる。

①開発行為

- ・3戸以上の住宅の建築目的の開発行為

（例）

3戸の開発行為

届出必要



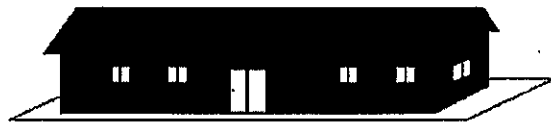
- ・1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で1,000㎡以上の規模のもの

（例）

1,300㎡

1戸の開発行為

届出必要



800㎡

2戸の開発行為

不要



②建築等行為

- ・3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

（例）

3戸の建築行為

届出必要



1戸の建築行為

不要

